

## 第三十一回国会 地方行政委員会議録 第一十三号

(一一一一一)

昭和三十四年三月十三日(金曜日)  
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長

理事 鶴山 孝一君 理事 丹羽喬四郎君  
理事 渡海元三郎君 理事 阪上安太郎君  
理事 吉田 重延君 理事 阪上安太郎君  
相川 勝六君 田中 榮一君 富田 健治君  
太田 一夫君 中井徳次郎君

出席政府委員

自治政務次官

総理府事務官

(自)自治庁税務局

課長

総理府事務官

(自)自治庁税務局

課長

大村 裕治君

奥野 誠亮君

黒金 泰美君

三郎君

委員外の出席者

総理府事務官

(自)自治庁税務局

課長

総理府事務官

(自)自治庁税務局

課長

津島 文治君

飯塚 定輔君

山崎 巍君

中井徳次郎君

三月十三日  
委員 加藤精三君 及び 北條秀一君  
欠として 北條秀一君が議長の指名で  
委員に選任された。三月十三日  
委員 辻原弘市君 辞任につき、その補  
欠として 北條秀一君が議長の指名で  
委員に選任された。○鈴木委員長 これより会議を開きます。  
地方税法等の一部を改正する法律案  
案 地方交付税法の一部を改正する法律  
案 及び 地方税法の一部を改正する法律  
案の三案を一括して議題とし、審査  
を進めます。質疑の通告がありますので順次これ  
を許します。太田一夫君。○太田委員 本来ならば大臣が次官に  
につき、その補欠として渡邊良夫君  
及び辻原弘市君が議長の指名で委員  
に選任された。同日  
委員 辻原弘市君 辞任につき、その補  
欠として 北條秀一君が議長の指名で  
委員に選任された。まず第一に、委員会の出席もあまり  
よろしくない、あまり興味がないとい  
うことは、いろいろの事情があると思  
いますけれども、一体地方行政委員会  
において三法についての審議を行なつ  
てあるその中で、われわれが意見を  
言って変えられるものは何だというこ  
とを読んだりしているうちに、地方行政  
に係る国庫負担等の臨時特例に関するる法律の一部を改正する法律案(阪  
上安太郎君外十名提出、衆法五十  
号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

(内閣提出第一五三号)

地方交付税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一六六号)地方税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一七七号)とを一つ明らかにしていただきたい。  
○黒金政府委員 ただいまいろいろ  
お話をございましたが、御承知の通り  
税法にいたしましても、これは財政計  
画の歳入面全体に關係がございます。同時に交付税法におきましても、国と  
地方の財政關係の橋渡しになつていま  
すし、また地方に入りました財源の配  
分方法の問題もございますし、こう  
いった点で来年の國及び地方の財政計  
画全般に關係がございます。内容のこ  
まかい点につきましては、いろいろな  
御批判もございましょうし、御不満の  
点もありましょうけれども、われわれ  
としては、地方財源を確保するために  
精一ぱい努力いたしましたのでありますか  
ら、まげてお認めを願いたいと思いま  
す。地方税法自体の改正の方は徵収関  
係の手続でござります。そういう問題  
でありますから、非常に不行き届きの  
ところがあるといわれれば、これは御  
修正願うこともやむを得ないかと思  
いますけれども、これも一つお考へ願い  
ますけれども、これが弟であるといふこと  
たいことは、國税徵収法の改正と並行  
して進んでおりますので、國と地方の徵  
収関係あるいは租税債権の担保關係に  
つきまして、そこができますと非常に  
國民に迷惑になると思いますので、そ  
ういう点もどうか十分にお考へ願いた  
いと思います。委員会といふものの任務がわからなく  
なったわけです。たとえば俗な言葉で  
やしたことについて、「今回とりました  
交付税率を1%上げるということ、こ  
れは國、地方を通じまして、財政の面  
から均衡のとれた処置だと考えており  
ますので、これを今日直ちにふやすと  
いうような考え方では、もちろん持つて  
おりません」。こういう答弁がはつきり  
なされたわけです。それに対してもさ  
かとも他に追及も異論もなく通ってお  
る。これはわれわれが予算委員会に出  
ておるわけじゃないですから、ただそ  
のことを承認しただけですが、  
そういう意見を大臣が予算委員会で出  
していらっしゃる。いわゆる予算委員  
会において、地方財政と國の財政と非  
常に關連があるということが論じられ  
ておる。従つてわれわれは、この地方  
行政委員会で今日財政計画を論ずるこ  
とは、これは二番せんじであり、ある  
いはがんじがらめであり、ほとんど修  
正の余地がないじゃないか。こんな氣  
がするのですが、修正の余地が全部あ  
るならばある、ないならばない、一部  
修正の余地があるならば、どれどれ  
が修正の余地があるか、この点を明ら  
かにしていただきたい。○黒金政府委員 もうこのことは申し  
上げるまでもなく太田委員おわかりの  
算委員会において了承されておるわけ  
です。してみれば、もう一度やること  
は、きまつたことを論議すると同じこ  
とじやないです。たとえばこういう  
ことをおつしやつたことがある。これ

ございます。御説の通りに、国と地方財政との管掌事項であります交付税率の問題につきましては、予算が予算委員会で可決され、衆議院も通つておりますので、本院としての意見は一応決定を見た。こう見ざるを得ないかも知れませんが、一%増加になつて入つて参りましたものを地方の中でどう配分するかという問題につきましては、ここでおきめを願う件でございます。しかし、それは理論的におきめ願つて御修正の余地があることを申し上げておりますのであります。私どもいたしましては、内容的に見ていろいろ御批判もございましょうけれども、これによつて来年の府県なり市町村の財政ができるだけうまくやつていきたいといふ最善の案と考えておりますので、理論的には御修正の余地がございましょうけれども、できますことならば、まげてこのままでお通しを願いたい、こう申し上げておる次第でございります。

を言うわけじゃないですよ。しかし、これらの国家財政、地方財政の関連との仕方というものは、もうちょっとと緊密に一つ考えてもらわぬと、一兆三千億という非常に大きな予算を考え、しかもなおそれが国家の委託された仕事の量と、地方独自の量と、地方におけるところの政治の実態というのは非常によく、ここでは地方財政計画を非常に技術的な問題あるいはローカルの問題として取り扱われておる、こういう感じが非常に強い。国家全体の仕組みの中において、そういうことに対しても、自治庁の中において何か疑問を持たれたことはないのですか。

えた上で御提案いたしておる次第でござります。  
○太田委員 そうであろうと思いま  
す。一般的に考えて御提案なさつて、  
われわれも全体に対する考え方といふ  
立場で審議しなければ、やはりこれは  
非常に小さい技術的、未梢的なものに  
相なるような気がいたします。やは  
り、国家の政治は地方財政とひつくる  
めてみた大きなワクの中で行われるわ  
けですから、地方の住民の負担の軽減  
と、地方の住民の福祉の向上という二  
つかね合いの中でのわれわれが地方財  
政計画を定めていこう、審議していこ  
うとする以上、国家財政の立場といふ  
のも論外にするわけにいかないでしょ  
う。向うの方でその国家財政が非常に  
議論されてきたが、地方財政のことば  
ちよこっと触れられただけで、これは  
等閑に付せられて軽く見られておる。  
こういう中で私たちが実際地方の住民  
の福祉向上、あるいは負担の軽減とい  
うことを真剣にやっていくということ  
に対しても、これでよろしいといふこ  
となら、少しばかり場合によつては独  
善的な気がしますし、見方によつてはま  
ことにナンセンスという氣もするの  
ですが、その点いかがですか。

地方行政にお出ましになり御論議になります。従いまして、ここまで申し上げると非常に失敬に当るかもしません。社会党の方々もおそらくは國の財政と関連しながら、この全体をごらんになりましたとして、御担当のそれによりまして、予算委員会にいらっしゃつて、やはり地方の財政のこともお考えになりながら予算の御批判をなさつていらっしゃると思いますし、また國の財政との十分な連絡を考えながら、その全体を背景を持ってここにお見えになつて、地方行政の議案についての分野で御議論なさつていらっしゃる。相互通じた総合的なお立場でお話しされます。これは議案も多いものでありますからやむを得ないところでありますかられども、そういう御見地に立つて御議論頗つておるものと実は考えておった次第でございます。

ならなければいけないと思います。それはそれで認めますけれども、今までの慣習の中でものを見るということを、もうちょっと別な角度で見てみますと、予算委員会の審議に歩調を合せて、地方財政計画の審議も実際にもうちょっと相関関係において論議されてるといふことであるならばこれは別ですよ。今の提案の仕方は全然切り離されておるが、あなたのおっしゃった相互一貫した立場というのは、理論的にテンボが一つでなければならぬということになるでしょう。その点をどうかとお尋ねしているわけです。

○黒金政府委員 私も、今はつきりした日取りを記憶いたしておりませんけれども、地方財政計画につきましても、予算委員会が始まりましてあまりおくれずには御説明をいたしておつたと思うでございます。ただ形式的に見まして、予算是国の予算でありますために国会の議決を要しまするし、地方財政計画は、地方の各都道府県なり公共団体の予算の概要といいますから、骨組みでありますために、御説明申し上げて御批判を受けるだけであつて、議決を経るようなことの手続にもなつておりますませんために、そこに多少問題もあるかと思ひますけれども、私どもとしては、今年は皆さんの御要望も非常に強かつたために、でき得る限り早く財政計画を、概数でありますても、とにかく早く持つて参りたいとおもございますために、多少の時間の



すためにはやむを得ないという立場をお考へになるとするならば、軽油を使つておるのは、あなたの方は、主としていかなる交通機関とかあるいは何々機関といふものに軽油を使つているよう御認識でございます。

○黒金政府委員 大部分がディーゼルのバスなりトラックでございまして、道路を割合にいためる側のものが多いのではないかと考えておる次第でございます。

○太田委員 そうですね。道路をいためるものに使うものは四千円の増徴をしよう。しかば道路をいためないものに使うものは、これは免税にしてもよろしいというお考へでございます。

○黒金政府委員 そうすぐ裏をおとりになつては困るのであります。さつき申し上げた通りに、軽油引取税と揮発油税との間に税負担にまだ相当相違がござりますので、やはりその間があまり不均衡になつては困りますから、同じように燃料に使うものについては、大体同率まで持つていくのがいいかも知れませんけれども、沿革が軽油引取税の方が浅いものでございますから、まだまだ負担が低い。そこで今申し上げたような地方の道路の改良財源も必要でありますために、三割より五割は多少多いのであります。が、まだまづそれでも税負担が低い。それでもつて財源關係とにらみ合せて五割にいたしましたわけでございます。

○太田委員 予算委員会において、たしか政府委員から、ガソリン税の引き上げは、バス運賃の構成の上では二%ないし三%程度であつて、それ以上の影響はないと思っておる、こういうお答

えがありましたね。ガソリンで動いているバスというのは、全国でどれくらいたいのですか。

○大村説明員 最近の登録自動車台数の推移を調べてみると、昭和三十三年の十月末の台数によりますと、トラック九十九万五千台、バス四万六千台、乗用車二十四万八千台、その他九十八万二千台、合計いたしまして二百二十六万二千台と相なつております。そのうち軽油自動車の関係でございますが、同じく三十三年十月末現在によりますと、全体で九千万台、内訳を申し上げますと、バスで三万六千台、トラックで約五万七千台、その他で約六千台、大体以上のような状態になつております。

○太田委員 最近は全國的にバスがディーゼル化の傾向をたどつておるることは御承知でしよう。この数字は少し古い数字だと思いますが、實際上、最近の大型バスは全部軽油ですね。従いまして、軽油引取税は地方税でありまして、四千円の増加は少いように見えます。また軽油のバスというのは、非常に収容力も多いし、力も強いから重宝がられておる。トラックにおいてもしかりでありますと、トラックにおきまして五万七千台というのは、まるで一割にも達しないようですが、実際の大型トラックというのは最近であります。また軽油のバスといふのは、非常に負担が大きい。そこで今申しあげました通り、揮発油に対しても大体半分程度、五〇・三%に相なるのでござります。なおこれを小売価格との比較において検討して参りますと、現在一リットル当たり二十七円の小売価格に対しまして税負担が八円でございまして、負担の割合が二九・六%でございますが、改正後におきましては、小売価格三十一円に対しまして税負担十二円でありますと、その負担割合は三八・七%に相なる見込みでござります。なお運賃に及ぼす影響の関係を調べてみると、これはバス、トラックで若干差はございますが、その定期の分につきまして、引き上げ額の運賃收入に及ぼす影響は一・六四%、貸し切り分で一・〇七%、トラックにおきましては一・三八%、大体そ

ういうふうな状況に相なる見込みと考えております。

○太田委員 それは数学でしょう。数

の負担というものは、実は非常に今のみつちい経済では、特に中小企業ではひどいように思います。そこでこの四千円を出そうとお考へになりました皆さんのお気持について、もうちょっと具体的な数字をお尋ねしたいのですが、四千円上げた場合、どれくらいコストに影響を及ぼすとお考へになつていらっしゃいますか。

○大村説明員 お答え申し上げます。

軽油引取税の税率を、現行の一キロリットル八千円から四千円引き上げまして、一キロリットルにつき一万二千円としました場合の税負担の状況につきましては、先ほど政務次官が御説明申し上げました通り、揮発油に対しては大体半分程度、五〇・三%に相なるのでござります。なおこれを小売価格との比較において検討して参りますと、現在一リットル当たり二十七円の小売価格に対しまして税負担が八円でございまして、負担の割合が二九・六%でございますが、改正後におきましては、小売価格三十一円に対しまして税負担十二円でありますと、その負担割合は三八・七%に相なる見込みでござります。なお運賃に及ぼす影響の関係を調べてみると、これはバス、トラックで若干差はございますが、その定期の分につきまして、引き上げ額の運賃收入に及ぼす影響は一・六四%、貸し切り分で一・〇七%、トラックにおきましては一・三八%、大体そ

ういうふうな状況に相なる見込みと考えております。

○太田委員 そういうことでなしに、

もつとわかりやすく教えていただきたいのですが、キロ当りで収入が六十一円七十八銭、それからタイヤも使いまわなければならぬ。そうすると一体何%でござりますか、割合に低位にござりますので、企業の合理化その他によって、これは人件費でありますことはなはだ恐縮でありますけれども、まだ改善の余地があつて、まあこの程度ならば吸収ができるんじやないか、どうかといふことが問題になると思うのであります。

○太田委員 それではどなたか政府委員の方でよろしいが、そういう言葉の

ことは相ならぬだろう、従つて運賃

はあまりしらないつもりですが、この点

は、主、バスならば乗客に絶対影響を及ぼさない、運賃の値上げはしないといふことを御確約いただけたならば、質問

ということになる。幾らでしょ。

○大村説明員 コストの詳しい資料を

今手元に持っておりますので、記憶

で申し上げて恐縮でございますが、も

ちろん六十一円七十八銭に対しても

トが上回るとかあるいはそれと同額と

いうことではないように記憶いたして

おります。若干の利ざやと申します

か、差があつたように記憶いたしま

す。

○太田委員 お答えできる方が御出席

ないということではいいですが、いい

ですけれども、バスの運賃の値上げを

しない、貨物の運賃も上げませんよと

国民の前にはっきりあなたたちが自信

を持って説明される資料がない限りに

おいては、軽油引取税の四千円とい

うのは、ガソリン五千五百円に見合うだ

けのものであつて、何ら地方住民の負

担とか福祉といふものを考えたもので

はない。こういうことに相なつては、

それは非常な暴論なんです。この四千

円の引き上げというのは、もしも収益

と支出の差が一円やそこらのバス会社

であったならば利益はない。あるいは

とんどのところだったら赤字の会社

になる。その一円というその辺のこと

りの見きわめなくして、むやみに五千

五百円上げるからこちらは四千円上げ

ましょうというようなことで地方財政

計画をお立てになつたり、地方税を変

めているかということをこまかく分析

したものと税務局で用意しておるわけ

でござりますけれども、今持つてきて

ないのでござります。従いまして、後

刻御報告さしていただきようさせま

していただいたらいかがなものかと思いま

す。

○太田委員 それではそれが一番信念

として——私は数字をお尋ねするの

は、御答弁を聞いて腹がまえを作りました

いと思つたのですが、信念として、絶

対に物価あるいは利用大衆の負担の増

加はない、こういうお考へなんです

か、どうなんですか。今のような答弁

では非常にあやふやで、その辺がガソ

リンや軽油引取税の引き上げ反対を非

常に強く業界が言うておりますこと

も、今のお話を聞いておりますとな

ほどとうなづかれる。これはどうなん

です。その信念のほどをもうちょっと

簡明にお答えいただけませんか。

○黒金政府委員 ただいまお話しござ

いましたように、これはとにかく経費

の増であります。税金の上りますだけ

は経費の増であります。同時に今お話

のありましたように、料金の方の値上

げがなければそれはまさに負担である

ことは事実でござります。私は負担が

ないとは決して申し上げているのじや

ない。ただし、私どもの方で調べ

ました経営の分析等もございまして

が、今日実は持つてきていないのであ

りません。そこでお聞きしたいのですが

、道路を改善して、それによつて修

繕費なり償却費の方の節減もできるこ

とでありますから、ましてこの程度の

増額は道路五カ年計画達成のためにが

ます。お聞き上げておるのでは決

な大いぱりで申し上げておるのでは決

してございません。

○太田委員 これで質問をやめましょ

う。これは逆に皆さん方の御参考に私

の意見も交えて申し上げますが、実際

のキロ当りの収益というものは、いいと

ころで四円か五円なんですよ。それで

人件費をうんと押えておるので、ま

してや地方の山間地においてはとんと

のところが多い。それに一円プラス

され、運賃の値上げはしないとも言

わない。運賃関係の方はおいでになら

ないでしようがないが、明言されな

い。貨物運賃、旅客運賃の両方ある

が、はね返らないということははつき

りおっしゃらない。一キロ当りの収益

といつたところで四円か五円くらい、

そういうわずかなものでバス会社とい

うものはやっておる。場合によれば不

健全な経営でやつておる。トラック会

社についても同じです。従つて、これ

は全部大衆に転嫁されてくる。労働者

の労働賃金の圧縮になるのは火を見る

はとつておられるのでありますから、

従つて、国民経済の基本的な設備であ

りますから、当然設備資金は長期資金

でやるべきだ、こういう建前が出てこ

なくやならないはずであります。そ

こで当然考えられるのは、公債政策を

われとしてはこういう点ふに落ちな

い。だから、今の軽油引取とガソリン

税は、国家予算と地方予算のいろいろ

な関連關係もありますし、大蔵委員会

との関連もあるから、地方行政だけで

小さく問題を取り上げいくというこ

とは非常に不適当なところがあるの

と思います。それで、この点いかが

じゃないかということを当初申し上げ

たのです。そういうこともありますか

か、北條委員 関連して……。委員会の

日程の都合もありますので問答五分で

やめます。

○北條委員 関連して……。委員会の

日程の都合もありますので問答五分で

やめます。

先ほど太田委員のお話を聞いてお

りますが、どうしたことかといいますと、

答えておられますが、その中にきわめ

て物議な思想があると私は思つており

ます。そこでお聞きしたいのであります

が、どうしたことかといいますと、

今回、軽油引取税を上げて、それで

はとつておられるのでありますから、

従つて、国民経済の基本的な設備であ

りますから、当然設備資金は長期資金

でやるべきだ、こういう建前が出てこ

なくやならないはずであります。そ

こで当然考えられるのは、公債政策を

われとしてはこういう点ふに落ちな

い。たゞ税金を取つて、あとは善処を

も、総合的にきちんとした計画がある

のかないのか。それが示されておるな

りません。それには、ガソリン税を引き上げるだ

けであります。道路の改修の具体的な計

画がちゃんとわれわれに示されてな

ります。従つて今回の道路十カ年計画で

も、総合的にきちんとした計画がある

のかないのか。それが示されておるな

りません。ところでは、ガソリン税を引き上げるだ

けであります。道路の改修の具体的な計

画がちゃんとわれわれに示されてな

ります。たゞ税金を取つて、あとは善処を

も、総合的にきちんとした計画がある

のかないのか。それが示されておるな

りません。そこでは、ガソリン税を引き上げるだ

けであります。道路の改修の具体的な計

画がちゃんとわれわれに示されてな

ります。たゞ税金を取つて、あとは善処を

も、総合的にきちんとした計画がある

のかないのか。それが示されておるな

りません。ところでは、ガソリン税を引き上げるだ

けであります。道路の改修の具体的な計

画がちゃんとわれわれに示されてな

ります。たゞ税金を取つて、あとは善処を

も、総合的にきちんとした計画がある

のかないのか。それが示されておるな

りません。

そこで、異議ないかと言つたか

ら、異議あると言つたのでありますけれども、しかしあの場になつてはいかんともなしがたい。なるほどこれは法律上内閣委員会に付託されてやれるのは当然かもしけないけれども、そういうふうなことならば、われわれが地方行政委員会で、委員でござるといふうな顔で自治庁と幾らやつたって、肝心かための自治庁本体の体質の改善はほかでやられて、われわれは別のことを行つてはいることになるので、こういふことは意味がないことなんです。結果また道路に戻つてきますが、税金を取つて、その使い道はどうなるかわからぬ、こういうことであります。

以上二つ、公債政策についてのお考え及び道路の具体的な計画を待つておられるならば至急出していただきたい。○黒金政府委員 今お話しの第一点の方につきましては、私の方もしごく同感の感じでございます。税金を引き上げて受益者に負担をさせる以上は、一般的な財源からも相當に出すべきだ。私見としては私どもかねがねそれを主張しておったのであります、それが予算のときにうまく参りませんでおつたわけでござります。地方だけ考えてみますと、三十四年度の道路事業のうち、地方負担分が六百六十二億ござります。そのうち三百十八億が道路譲与税、軽油引取税、都市計画税、こうした目的税に財源を求めておりますので、一般財源が二に対して目的税が一というような割合で、地方としては、まあこの程度ならばがまんをしていただけるのではないかという率直な印象を私どもは持つております。それから第二の点につきましても、

これはもうまことに仰せの通りであります。われわれ役所に帰りますたびごとに、ことに年度末になりますと、御工事のない道を全然通らずに参れないのであります。従いまして、こういふ点はやはり主務官庁であります建設省にもよく話をいたしまして、せつかくこういうような血税によってまたなわれます以上は、むだのないようには総合的にやるよう、この上とも一つ十分な打ち合せをして参りたいと思います。

○鈴木委員長 委員長から北條委員に申し上げておきますが、ただいま御質問がありました自治庁設置法の一部を改正する法律案の扱いであります。

私は全く同感であります。つきましては、今後自治庁なり自治省というような地方行政の組織に関する問題等につきましても、たとい内閣委員会に付託になりましたが、当委員会におきましても内容の説明等を政府から聴取するようにないたしたい、かように考えております。

本日は、これにて散会いたします。  
午前十一時二十六分散会

地方行政委員会議録第二十号中正誤

八二	終り二 から二	正 誤	行 段シベ
減免規定 に各税目 には各税目 には各税目	事実上三 百八十三 億の 減免規定	事実上三 百八十三 億の 減免規定	